

平成30年 2月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 2月 7日 (水) 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
- 日程第4 議案第4号から日程第6 議案第6号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは初めに、1月定例会から本日までの間の所管事項について、私からご報告をさせていただきます。

お手元にごございます教育委員会2月定例会教育長報告資料等をご覧いただければと思っております。

先般1月19日の定例会以降、行政関係につきましては、1月22日に、三浦半島地区の教育長協議会の総会が逗子市で開催されました。3市1町の教育長ほか幹部職員が集まりまして、テーマといたしましては、支援教育の状況等についての意見交換を行ったところでございます。

次に、学校等の関係でありますけれども、1月20日に土曜科学教室、これ、第6回目の最終回になりますけれども、開催をされました。29年度については、6回開催されておりまして、209名の参加をいただいたところでございますが、大変人気を博しているところで、実際、応募者数は412名という形で、応募されたうちの54%程度しか受講ができていなかったという結果になっております。それだけ興味があるという計画かと考えておりますので、できる限り受講生を増やすような対応をとれていけたらというふうに考えています。

それから、1月26日の金曜日になりますが、全市一斉カレーの日を展開させていただきました。浦賀小学校におきまして、カレーの街よこすか推進委員会とハウス食品株式会社の協力によりまして、カレーに関する講義とスパイスの実際の作り方という形を、5年生2クラスを対象に行いました。荒川委員、小柳委員にご参加をいただいたところでございます。当日は、46の小学校と特別支援学校2校の学校給食、約2万5,000食が一斉にカレーを食べたという形になっております。

記載はしてございませんけれども、現在、インフルエンザが爆発的に蔓延しております。1月15日から学級閉鎖等が生じておりまして、2月5日時点で、約2,600人がまだ欠席状態、80学級程度が閉鎖中という状況です。当初、インフルBと言われておりましたけれども、若干、またインフルエンザのAが蔓延し

始めているというところですので、皆様方含め、各学校には注意喚起をしていきたく思っております。

その他の項目といたしましては、1月11日から29日まで、第70回の児童生徒造形作品展が横須賀美術館で展開をされました。展示物件、点数といたしまして2,738点が、来場者総数1万3,175人の方にご見学をいただいたところであります。この間、1月24日には研究発表会と講演会等が開催をされまして、私も見学に行かせていただいたところがございます。

その他、中学校の完全給食関係につきましては、別途、本日の報告とさせていただきます。

ただいまの私の説明に何かご質問等ございましたら、よろしくお願いをいたしますが、何かございますか。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市スポーツ推進計画の策定に係る意見照会について』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(教育総務部長)

議案第1号『横須賀市スポーツ推進計画の策定に係る意見照会について』、説明いたします。

まず、本議案の経緯についてですが、スポーツ推進計画については、スポーツ基本法第10条第1項に「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と定めております。

また、同条第2項に「特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と定めております。

横須賀市においては、平成29年度から、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務についてを教育委員会ではなく市長部局で執行しており、特定地方公共団体に該当するため、今回、市長部局で横須賀市スポーツ推進計画を策定するに当たり、スポーツ基本法第10条第2項に基づき、教育委員会に意見照会がありました。

この意見照会につきましては、右上の囲み、議案第1号説明資料1として、

市長名の照会文書写しを添付しております。

以上が本議案提出の経緯でございます。

それでは次に、スポーツ推進計画策定の経緯や、計画の概要について、政策推進部から説明を行います。

(スポーツ振興課長)

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、スポーツ推進計画について、経緯と概要について説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、今まで、平成29年度までにつきましては、横須賀市教育振興基本計画のスポーツ編であります横須賀市スポーツ振興基本計画に基づいて、横須賀市のスポーツについて施策を実施してまいりました。先ほど、教育総務部長から説明がありましたように、平成28年12月16日に施行されました横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づきまして、平成29年4月1日から、学校体育を除くスポーツの部分について、市長部局に移りました。それに基づきまして、新たにこのスポーツ推進計画を策定するものでございます。

説明につきましては、説明資料2の、横須賀市スポーツ推進計画の概要をもとに説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、策定のポイントでございますが、策定する計画は平成30年度から平成37年度の8年間としております。横須賀市の基本計画及び横須賀再興プラン、横須賀市の実施計画になりますが、こちらと、横須賀市の教育振興基本計画が4年後に見直しされますので、それに合わせて、この計画についても見直しをする予定でございます。

2つ目としましては、こちらは教育委員会でやっていたものだけに限らず、横須賀市役所全体で行っておりますスポーツ施策について、横断的な計画にしたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

こちらが推進計画の主な内容になります。新たに今までのスポーツ振興計画から追加になった部分についてを中心に、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、一番大きな点としましては、(1)の「スポーツによる地域の活性化をはかります。」ということで、スポーツによる経済的な活性化についてうたっております。先日、報道発表もありました、横浜F・マリノスの練習場の誘致のことも含めて、北に横浜DeNAベイスターズの練習拠点ができたりということで、それを活用しまして、あと、ワールドカップのウインドサーフィンの大会など

も行っておりますので、そういったことを活用しまして、多くの方が横須賀市に来て、経済の活性化につながるような施策も横須賀市として進めていきたいと考えております。それが（１）になります。

次に、（２）のイでございます。障害の有無にかかわらず、スポーツ、レクリエーションを楽しむ機会確保に努めますということで、今まで横須賀市で、障害福祉課が肢体不自由児の運動会ですとか、あと、ふれあい運動会、また、経済部が支援しています全国車椅子マラソン等を行ってりましたが、それらに加えて、例えばボッチャの普及ですとか、そういった障害者のスポーツについても進めていきたいと思っております。来年度につきましては、今、移植者の全国スポーツ大会を横須賀市に誘致する形で進めているところでございます。

続きまして、（３）のウでございます。こちら、2019年にはラグビーのワールドカップが行われ、2020年にオリンピック・パラリンピックが開催されますが、その翌年に、全国健康福祉祭といって、高齢者の国体と言われております「ねりんピック」というものが神奈川県で開催されます。これに向けて、県、他市町村と協力して、その大会の成功へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、（５）でございます。こちらにつきましては、今まで同様、体育会館、運動公園等の体育施設の運営管理だけでなく、整備等、計画的な修繕、改善を進めていきたいと思っております。

また、あわせて、学校体育施設の開放のほうも進めていきたいと思っております。この学校開放につきましては、教育基本法を初め、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法にうたわれておりますので、それに基づいて進めていくわけでございますけれども、どの法律も、学校教育に支障ない限りにおいてうたわれておりますので、そこはきちっと踏まえていきたいと考えております。

また、新たな項目として、民間の体育施設の保有する企業と連携して、その開放などもスポーツ振興課で働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、（６）でございます。こちら、今までいろいろな団体と連携してスポーツ施策を推進してきたのですが、新たな項目として、（６）のエ「企業等と連携してスポーツに親しむ機会を創出します。」ということで、企業等が中心になって、社会貢献としてスポーツのイベント等を行っているものがありますので、それらと連携しまして、横須賀市に誘致して進めていきたいと考えております。

新たに、この後、議題となっております教育振興基本計画の第３次実施計画の学校教育編に再編されました学校体育の部分の整合なのでございますけれども、（７）の「子どもの健やかな体を育成します。」という部分で、全くこの実施計画と同

じような内容になっております。

以上で、概要について説明させていただきます。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

私のほうから一言、付言させていただきます。

本日の横須賀市スポーツ推進計画につきましては、教育委員会が策定を行っております横須賀市の教育振興基本計画の第3期の実施計画を初めとしました各種計画、施策、事業の方向性が一致いたしますように、これまで教育政策担当及び保健体育課が中心となり、政策推進部と協議を進めてまいりました。これらの経緯から、本照会につきましては、議案の3ページに記載させていただいたように、計画案に異議はありませんという、大筋の本体の考え方として異存がない旨の回答をさせていただきたいという旨での議案を提案させていただきましたことを、まず付議させていただきたいと思っております。

なお、スポーツ推進計画につきましては、当然、その内容については、今日初めてお伺いする等がございますので、各委員の皆様の活発なご質問がございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(荒川委員)

ご説明、ありがとうございました。

私のほうから1点、3ページの目標の中の5です。ウのところで「民間の体育施設を保有する企業等と連携し」と書いてあるところですが、私は、スポーツやレクリエーションをなさる方が一番困るのが、やはり、その会場だと思うんです。それで、こういう民間の施設も借りられるのかなということを、これを読んでわかったものですから、今までにそういう連携をして、施設を貸していただいているようなケースがあるのか、それから、今後、それを拡充していく場合の、企業等との話し合いとかが進められているのか、また、そういったことがある場合、使用料はどうなっているのかというようなことも、わかる範囲で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

(スポーツ振興課長)

今までも、市役所とか教育委員会が入らない形では、民間で、例えば米海軍横須賀基地の中の施設を使ったり、あとは、住友重機さんが持っている野球場を使ったりということがされてきたと聞いております。

今回、新たに施設ができる、例えば具体的に言いますと、電力中央研究所に、新たに人工芝のサッカーグラウンドで、野球とソフトボールも兼ねて使えるようなグラウンドができて、そこを開放していただける方向で、今、話し合いをしていて、ほぼ開放していただいて、この4月から使えるような方向で、今動いているところでございます。

使用料については、地域貢献という形で、無料でございます。

(新倉教育長)

民間の体育施設という言葉を使っているんですけども、例えば県立保健福祉大学ですとか、防衛大学校とか、神奈川歯科大だとかっていう教育関係の機関があるんですが、これらについてもここに含めた考え方という展開でよろしいのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

この民間という言葉が適切かどうかは別としまして、現在も防衛大学とか県立保健福祉大学も開放していただいておりますので、同様に考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(新倉教育長)

それでは、議案第1号のために出席いただきましたスポーツ振興課長の退席をお願いいたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

日程第2 議案第2号『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の策定について』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(教育政策担当課長)

それでは、議案第2号『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の策定について』ご説明いたします。

教育委員会1月定例会において、第3期実施計画の原案についてご報告をさせていただきますので、今回は、その原案からの主な修正内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元に、議案第2号別冊の第3期実施計画と、説明資料「議案第2号 横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の策定について」という資料をご用意ください。

別冊には、原案からの主な修正箇所に網かけをしております。

また、説明資料については、原案からの主な修正内容について整理をさせていただきます。

それでは、原案からの主な修正内容についてご説明いたします。説明資料のほうをご覧ください。

「1、第3期実施計画（原案）からの主な修正内容」の（1）平成30年度行政組織改正に伴う変更についてですが、平成30年度からの市の組織改正に伴い、課名と事業担当課について一部変更があるため、第3期実施計画への反映を行いました。

①の課名についてですが、変更前の課名「教育政策担当」は、平成30年度より「教育政策課」へと変更となるため、第3期実施計画での課名について、「教育政策担当」から「教育政策課」へ修正を行いました。

次に、②事業担当課について。「小中一貫教育推進事業」、「学校評価推進事業」、「家庭との連携による生活習慣、学習習慣、運動習慣の確立」の各事業の一部については、教育政策課が行うため、第3期実施計画での関連事業の担当課として「教育政策課」を追加いたしました。

（2）の関連事業における記載内容の変更についてですが、「いじめ・不登校対策事業」の「③教育相談充実事業」、「小中一貫教育推進事業」、「中学校完全給食推進事業」、「小中学校適正規模・適正配置推進事業」について、内容の整理や行動計画の追加などを行い、関連事業における記載内容について一部修正を行いました。

別冊の43ページをお開きください。小中一貫教育推進事業について、行動計画における「小中一貫教育に関する指導・助言」を追加いたしました。

続きまして、48ページをお開きください。中学校完全給食推進事業については、行動計画の実施・準備について、平成33年度（2021年度）の行動計画を「準備・実施」へと修正いたしました。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りください。

一番下になります、2番の主なスケジュールについて、最後にご説明させていただきます。

この後の審議で計画決定したものを、市議会3月定例議会において報告する

予定です。

また、この計画に写真画像を加えたものについて、本年度中に冊子として完成し、委員の皆様、各学校などの関係機関に配布するとともに、ホームページ等にて周知をしたいと考えております。

また、これと同時に、教職員や保護者の方などを対象に、計画内容周知用のリーフレットを作成し、配布を予定しております。

以上で、議案第2号『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の策定について』の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(小柳委員)

別冊資料の62ページの下のところの「小中学校適正規模・適正配置推進事業」にマーカーが全体的についていますけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

こちらにつきましては、適正規模・適正配置の推進事業ということで、修正してございます。概要のところの文言の書きぶりを若干変更させていただいたのと、行動計画の年度を1年ずつ後ろにずらしております。例えば「該当地域における検討」につきましては、もともと30年度からということだったんですが、31年度から。この推進の実施についても32年度ということで、1年ずつ、後ろにずらした形になってございます。

(小柳委員)

別冊の64ページの目標指針の見方がちょっと。基準値と目標値というのが、それぞれの枠の中で、何かいろんな指標を使っているのでしょうか。ちょっとわかりづらいので、概略をご説明いただくことは可能でしょうか。

例えば、67ページのほうの「英語への興味・関心」のところ、「【小学校 6年生】 74% (平成28年度)」と書いてあって、小学校6年生は80%で、「基準値に5%を加算し切り上げ、目標値を設定した。」とあります。小学校6年生の基準値の平成28年度、74.2%というのは、具体的にどういう意味か、教えていただいてよろしいですか。

(教育指導課長)

横須賀市の外国語教育に関する、子どもたちに向けたアンケート調査、その項目の中で、外国語活動の学習が「好き」もしくは「どちらかと言えば好き」

と肯定的な回答、この割合が28年度調査の中で74.2%。ここを基準値、5%を加算して切り上げた形で80%を目指しましょうと、こういうものでございます。

(小柳委員)

わかりました。

ありがとうございます。

(新倉教育長)

確かにわかりづらい表現なのかなと思いますね。

上段で言っているように、例えば、平成28年度の数値を切り上げて5%加算したならわかるんだけど、5%加算してから切り上げる理由が多分わからなかったのかなと思いますので。そういう理解でよろしいですか。

(教育指導課長)

確かに、文章の組み方としてはちょっとわかりづらいところもありますので、ここについては、また修正をしていきたいと思います。

(教育政策担当課長)

若干、このあたりの文章の表現をわかりやすくということで、そこは修正をさせていただきたいと思います。

(新倉教育長)

表現をわかりやすくするという意味での若干の文言の表現につきましては事務局に一任をいただくという形で、本日議決をいただければと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第2号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第3号『第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(中央図書館長)

それでは、議案第3号『第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定につ

いて』をご説明いたします。

本計画は、横須賀市の子ども読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを示す計画で、平成30年度から4年間を取り組み期間としております。

計画の内容及び検討状況につきましては、これまでも教育委員会定例会で報告させていただいており、11月の定例会ではパブリック・コメント手続きに提出する計画案を説明いたしましたので、今回は、パブリック・コメント手続きでいただいた市民意見によって、計画案に修正を行った箇所を中心にご説明いたします。

恐れ入りますが、資料としてお配りしております説明資料1、2と、別冊をご覧ください。

まず、パブリック・コメントによる修正内容でございます。

今回のパブリック・コメント手続の概要ですが、意見募集は昨年11月28日から12月21日まで行い、6人の方から合計16件のご意見をいただきました。いただいたご意見16件の内訳は、説明資料2に記載のとおり、「第4章 第3次計画の具体的な取組」に関するご意見が15件、「第5章 第3次計画の推進に向けて」に関するご意見が1件ございました。

それぞれのご意見の概要と、それに対する横須賀市の考え方については、説明資料2を1枚おめくりいただいて、2ページ以降に全件を記載しております。

このうち、いただいたご意見をもとに、計画案の記載内容を修正したものは1件でございます。

説明資料2の4ページをお開きください。

ナンバーの13、計画案の該当ページは、別冊の18ページでございます。

いただいた意見の概要は、学校図書館の蔵書情報のデータ化の試行について、十分な検討が終わり、データ化の試行に取り組むという理解でよいのかというものです。現在、情報の整理方法やデータ化の手続等についての検討を行っておりますが、実施に向けての具体的なスケジュールについてはまだ確定していないことから、よりわかりやすい表記とするため、計画案の別冊18ページ及び29ページの、「具体的な取組」名称を「蔵書情報のデータ化の検討」に修正いたします。

その他の15件のご意見につきましては、ご意見やご提案への回答、あるいは今後の取り組みの参考とさせていただく内容となっております。

以上、第3次横須賀市子ども読書活動推進計画に対するパブリック・コメント手続の実施結果と、それに伴う計画案の修正について、ご説明させていただきました。

次に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

本議案について、本日ご審議いただいた結果、議決をいただきましたら、今

後開催されます市議会 3 月定例議会及び社会教育委員会議で報告を行い、その後、ホームページ等で公開して周知を図るとともに、計画書の体裁を整え、委員の皆様、各学校及び関係機関に配布いたします。

また、本日資料として説明いたしました「第 3 次横須賀市子ども読書活動推進計画案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について」は、計画決定後、ホームページ、各図書館、市政情報コーナー、各行政センターで公表する予定です。

以上で、議案第 3 号『第 3 次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について』の説明を終わらせていただきます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から 1 点、よろしいでしょうか。今ご説明いただいた説明資料 2 の 4 ページの下の 15 番のところで、ご要望としては、「学校と市立図書館を結ぶ図書配送の体制を整えてください。」というご要望があつて、市の考え方として、一番最後に、新規事業を「実施できるよう努力してまいります。」という、これは、今回の計画の中には入らないけれども、今後考えますという意味なんでしょうか。

(中央図書館長)

この学校との団体貸し出しの仕組みは現在もあるんですけども、市立図書館と学校を結ぶ配送便というのは、今後考えていくということではなくて、新規事業として考えているということでございます。

(新倉教育長)

ごめんなさい、今回、この計画の中には盛り込まれていないということではないんですかという質問。

(中央図書館長)

学校との連携の中に盛り込まれております。

(新倉教育長)

だとしますと、パブリック・コメントに対する市の考え方の回答は、「実施できるよう努力してまいります。」ではなくて、本計画に盛り込みましたという回答になるのではないかと思うんですが、ここ、どういうふうに捉えたらいいんですか、実践的には。

(中央図書館長)

確かに、本計画に盛り込んでおりますので、そのようにさせていただきます。

(新倉教育長)

多分、パブリック・コメントの意見として反映するのであれば、今回の計画にどうしたかということになるのであれば、ここは、文言は直していただいたほうがいいかなと思います。

(中央図書館長)

はい、承知しました。

(澤田委員)

ご説明いただいた案について、原案どおりで異論はないのですが、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

パブリック・コメントにもありましたように、中学校の司書の配置、それから、中学校の学校図書館が常にあいている状況の整備への努力というのは、やはりしていかなければいけない事項だと思っております。

それから、蔵書情報のデータ化も早急に取り組むべきものだと考えております。

また、3ページのエの学校図書館の利用調査のところ、利用しない理由で、小学校、中学校は「読みたい本がないから」ということがあがっています。児童生徒のニーズについて、何が読みたいのか等についても見る必要があるかと思えます。さらに、読みたくなるような本の紹介の工夫といえますか、例えばビブリオバトルやブックトーク等の仕掛けが学校の中で必要なのではないかと思います。

それをしていくには、やはり先生方に読書活動の推進についてよく理解していただくことが必要だと思えますので、研修等で意識の改革を進めて頂きたいと思えます。

それからもう1点は、蔵書の数の充実というところで、今後、デジタル図書の収集ということも考えていく必要があると思いました。

以上です。

(中央図書館長)

ただいま、澤田委員からいただきました。

今回、パブリック・コメントで16の意見をいただいたんですけれども、ほとんどが学校図書館についてのご意見でした。学校図書館の充実ということで、

読書の楽しさですとか、そういうものを知らせるきっかけになるような形のことを考えていきたいと思っていますし、また、学校司書と市立図書館司書との交流、常設的に話ができる場というのを、新たな3次計画の中でも盛り込んでおりますので、そういうものを生かしながらやっていきたいと思っています。

デジタル図書につきましては、市立図書館も大きな課題として認識を持っております。

以上です。

(澤田委員)

ありがとうございました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『学力向上推進委員会の答申について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項1『学力向上推進委員会答申について』、ご報告申し上げます。

1枚目をご覧ください。本年度の学力向上推進委員会の概要です。

玉川大学教授の笠原陽子様を委員長を務めていただきました。

以下、委員の所属とお名前を明記しております。

また、本年度は全4回の日程で、学力向上推進プランの策定の中で、特に目標指標について諮問を行いました。諮問文については、資料の最後につけております。

2枚目をご覧ください。推進委員長より教育長宛てに答申をいただきました。

答申の内容ですが、3枚目、別紙1をご覧ください。

学力向上推進委員会では、諮問を受けて、目標指標の設定の仕方についての考え方として、次の3点が整理なされました。

同じ母集団の経年変化について見取る視点での指標。

学力の分布を見ていく視点での指標。

横須賀市教育委員会における「重点2 認め合い高め合う関係を築く力を育てる」を中心とした取り組みに対しての指標。

これまでは学力向上を総体として捉えた指標としていたため、その成果と課題が見えにくいものでしたが、目標指標の視点を複数とすることによって、成果と課題が明らかとなり、学力向上に向けた多面的・多角的な取り組みにつながります。

4枚目、別紙2をご覧ください。

この考えのもと、5つの目標を設定し、それぞれの指標を示しています。

目標①は、「全国学力・学習状況調査において、小学校6年生、中学校3年生ともに全国の平均正答率を目指す」としています。

目標②は、「同一集団の経年変化に着目し、改善した状況を示す指数の上昇を目指す」です。これは、推進委員会における指標の設定の考え方の1つ目を反映したものです。同じ児童生徒が年度ごとにどのくらい上昇しているかを把握しつつ、4年間の傾向を見ていきます。

目標③は、「横須賀市立小・中学校学習状況調査（国語・算数／数学）において、平均正答率の度数分布、40%未満（A層）の割合の減少を目指す」です。これは、推進委員会における指標の設定の考え方の2つ目を反映したものです。学習状況に課題がある児童生徒の状況を把握するものです。

目標④は、「学習意欲と関連のある「自己肯定感」を示す設問において、同一集団の肯定的回答の増加を目指す」、目標⑤は、「学習意欲と関連のある「学習集団、学級集団」の状況を表す設問において、同一集団の肯定的回答の増加を目指す」です。これは、横須賀市立小・中学校学習状況調査の質問紙調査の結果を活用し、推進委員会における指標の設定の考え方の3つ目を反映したものです。学力・体力・生活意識調査の専門的分析において、学習意欲と横須賀市の重点2とも関連する「児童生徒の自己肯定感」、「学習集団、学級集団の良好な状況」に相関があるということが明らかとなりました。その分析結果を生かし、指標を設定しております。

これらの目標を中心として、学力向上全体構想図としてお示ししております。各目標の詳細については、その後の資料に示しております。

また、今回作成した目標指標については、教育振興基本計画第3期実施計画の学力向上事業に関する指標と合わせております。

今後、この目標指標をもとに、事務局において学力向上推進プランを作成し、次年度の各学校に対して、学力向上推進プランをもとに、各学校担当指導主事が直接、先生方へ学力向上の目標指標及び取り組みの方向性について説明をしていく予定でございます。

以上で、報告1を終わります。

(三浦委員)

別紙2の目標3のところですけども、度数分布の40%未満で、その割合の減少を目指すところですけども、そこでちょっとよくわからないのは、小学校5年生においては国語6.6%、算数8.2%、中学校2年生が同じく5.3%、4.3%これはどういう意味なんですか。普通、度数分布は正規分布なんで、裾野、こんなやつをこういうふうのスリムにするというものなんですか。

(教育指導課長)

度数分布があったときの、平均正答率が40%以下の子どもたちの集団があります。この集団の数を減らそうという、そういう考え方なんです。すなわち、その子どもたちが減るということは、度数分布上では上位のほうに、正答率が上がっていくところに位置していくということで、そういったところにある、課題のある子どもたちの人数を減らしていこう、そこに少し着目をして取り組みをしていきたいと思います、こういうことなんです。

(三浦委員)

はい、わかりました。

(小柳委員)

答申の最初の諮問された事項が、教育委員会と学校が同じ方向を向いて取り組むことができるというのがあるんですけども、今回の答申いただいた中で、この同じ方向で取り組むことができるための何か仕組みなり、工夫なり、提案というのは、どの部分と読み取ったらよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

基本的に、この学力向上推進委員会については、現場の校長先生、教頭先生、それから総括と、具体を動かす先生方が、それぞれのお立場の中からご意見をいただいて、そして、その中で学校としても、こういう分析、こういう目標指標に基づいてやることによって、分析的に子どもの学習状況を捉えながら、取り組みのほうに、この結果を反映することができるという考え方で整理をしておりますので、この目標指標自体が現場の実態に合った考え方に基づいて設定をされている。

まずは、ここについて、先ほど申し上げたように、現場の教職員の方々にきちんと周知・理解をしていただいて、その上で、各学校の状況も含めて、学校の中で捉えていただきつつ、我々は、市全体としての傾向を見定めながら、施策事業のほうにこれを生かしていく。

そういったところの中では、既にこの指標自体が現場というところの部分で同じ方向を向くという大きなスタートライン、スタートに立っているという形で考えております。

(小柳委員)

私の質問に対するご説明としては、そういうご説明になるのだと思います。ありがとうございます。

報告事項（２）『平成30年度指導の目標と重点について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項２『平成30年度指導の目標と重点』につきまして、ご報告をいたします。

最初に、大変申しわけありません。まず、訂正をお願いしたいと思います。

資料３ページの３の（２）、１行目から２行目にかけての文章中、数字「３」というものが入ってしまっております。誤植でございます。「３」を削除していただきますよう、お願い申し上げます。大変、申しわけありませんでした。

それでは、改めて、指導の目標と重点について説明をさせていただきます。

指導の目標と重点を設定するに当たり、平成29年度の指導の目標を検証する指標と分析をもとに作成すること、また、教育振興基本計画第３期実施計画の学校教育編の目標に合わせ、これまでの４つの目標に、新たに目標２として「子どもの健やかな体を育成します」を加え、５つの目標で作成すること。指導の重点につきましては、指導の目標から、市として重点的に行っていく必要のあるものを重点とすることを確認し、これまで検討を重ねてまいりました。

では、指導の目標についてご説明いたします。

指導の目標に示した内容が教育委員会のメッセージであり、各学校はその方針に基づいて教育課程を編成していくものであるため、横須賀市の実情に合わせ、教職員により伝わりやすく、わかりやすいものを視点として作成いたしました。

本日は、本年度のものから大きく変わった部分をご説明させていただきます。それ以外は、文言等の修正は加えておりますが、大筋、本年度のものを継承しております。

まず、リード文についてです。「学校には子どもの「生きる力」を育成することが求められています」の前に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた」を加え、「生きる力」とは３つの要素から成り立つものであ

ることを、より強調しました。

次に、目標 1（1）についてです。学習指導要領改訂のポイントである「社会に開かれた教育課程」の文言を入れ、これからの時代に求められることがどういうことなのかを示しました。関連して、4 ページ、目標 4（1）の文章にも、その考えを反映させた内容にしております。

2 ページをお開きください。

目標 2 についてです。新たに起こされたものであり、他の目標とのバランスの観点から、このボリューム感で出すことについての意見もございましたが、検討委員会や合同指導主事会議の中でも話し合いを重ねる中で、最終的にこのように提示をさせていただきました。

（1）については、本市独自で実施するようになった調査を行って 3 年目となり、より一層、これらの結果を活用することにより、児童生徒の健康・体力の向上を図るものです。

次に、（2）についてです。運動については、運動する子としない子の二極化の傾向が顕著であることが理解されてきています。また、健康については、朝食の喫食率や 1 日の睡眠時間など、基本的な生活習慣についても課題があり、今回の指導要領改訂においても強調されており、学校教育全体を通じた体系的な指導の充実により、課題の解決を図るものです。

続きまして、5 ページ、指導の重点について説明をさせていただきます。

これまで、重点 1、重点 2 として、2 つの柱で示していましたが、今回、教育振興基本計画が改訂され、学校教育編の目標においても「健康・体力」の部分が加わったこと、実態を踏まえた中での必要性、また、3 つの柱に沿ってバランスをとって「生きる力」を育成するというメッセージとして、3 つの重点という示し方をしております。

図のあらし方については、できるだけ順位制や、どちらが上・下という見方を与えないようにし、それぞれの重点に取り組むことで、子どもの「生きる力」の育成をするという見せ方です。

また、それぞれの重点の示し方ですが、これまでの示し方よりもポイントを絞ったあらし方にしました。重点は、学校と教育委員会が取り組むべきものであり、やるべきことを明確に示す必要があるということで、各重点の内容は、これまでの分析、検証から見えてきた課題と、その解決策を提示しました。そして、6 ページに、それぞれの重点について「設定の背景」という項目で説明を加えることで、より理解しやすいあらし方にしました。

また、これまでの取り組みをさらに高めていくためには、日々の授業が大切であることを意識してもらいたい、教職員がより自分ごととして捉えながら取り組んでほしいというメッセージとして、この 3 つの重点の達成に向けて、共

通して意識してもらいたい、大切にしたい視点として、より質の高い授業づくりであることを、6ページ上段に示しました。

今後は、市立学校長会議、総括教諭等、学校運営推進者連絡会、次年度の教科等の総会など、さまざまな機会を通じて全教職員に周知してまいります。

以上で、『平成30年度指導の目標と重点』の報告を終わります。

(意見なし)

報告事項（3）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項の3『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』、ご報告いたします。

今回の報告内容は、給食センター整備・運営に係る事業手法についての事務局案と、給食センター基本計画の事務局による素案、そして、検討組織等の開催状況等についての3点になります。

では、まず1点目の、給食センター整備・運営に係る事業手法案について、ご説明をいたします。

事業手法については、PFI等導入可能性調査を業務委託により実施し、検討を進めてまいりました。1月19日にPFI等導入可能性調査の最終報告書が提出されましたので、資料が前後しますが、先に最終報告の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料の3ページをお開きください。

四角で囲みました1-2、「PFI等導入可能性調査の最終報告について」になります。

12月の教育委員会定例会において、中間報告の内容については既にご説明をさせていただいておりますが、今回は、中間報告から最終報告までの間に新たに整理した内容を加え、ご説明いたします。

「1 概要」の(1)から(5)は資料に記載のとおりでございます。

「2 最終報告の内容」についてですが、(1)基本事項の整理の「ア 概要」に記載のとおり、DBO方式及びPFI(BTO)方式のVFM算出の基礎資料とするため、モデルプラン作成に当たっての前提条件を整理し、4ページから5ページにかけて、基本的な要件や事業範囲として整理をいたしました。

恐れ入りますが、6ページをお開きください。(2)事業手法ごとの事業費試算及び比較についてです。

「イ 試算の結果」ですが、最終報告によると、DBO方式で実施する場合には、現在価値換算後で8.5%、約11.8億円程度の財政負担の軽減効果が見込まれ、PFI（BT0）方式で実施する場合については、現在価値換算後で7.1%、約9.8億円程度の財政負担の軽減効果が見込まれるとの調査結果になりました。

8ページをお開きください。

「ウ 事業手法の比較」についてです。DBO方式とPFI（BT0）方式について比較検討を行いました。責任の所在については、DBO方式の場合、事業期間中に問題が生じた場合、原因の特定ができない場合、曖昧になる可能性があるのに対し、PFI（BT0）方式場合、市とSPCの事業契約として契約が一本化されるため、事業期間中に問題が生じた場合の責任の所在や、官民の業務分担は明確であるとのことですが、事業者の参画促進の観点からは、PFI（BT0）方式の場合、事業スキームはやや複雑であり、構成企業は事業期間中の出資が必要となるため、PFIの経験がない地元企業の単独参画は難しいのに対し、DBOの場合、資金調達やSPCの組成等がなく、事業スキームもPFIと比較すると簡素であることから、地元企業でも参画しやすいとの調査結果でした。

9ページをご覧ください。（3）官民のリスク分担（案）についてです。

先行事例を参考に、市と事業者とのリスク分担を、9ページから10ページにかけて表に整理をいたしました。詳細は今後整理した上で、事業者の募集や選定に関する基本的な事項を定める実施方針とともに公表し、民間企業の意見や要望等も踏まえた上で事業契約書に反映させることとなります。

11ページをお開きください。

（4）事業スケジュール（案）ですが、DBO方式を採用する場合の想定スケジュールについて、11ページ下段の表に記載をいたしました。記載のスケジュールでは、平成30年度後半に実施方針等の公表、平成31年度前半に事業者選定を行い、平成31年10月ごろに契約締結、平成31年11月から平成33年6月の約20カ月間を設計・建設期間とし、平成33年7月から平成33年8月中旬の約2カ月間を開業準備期間とし、給食開始を平成33年8月下旬としました。

また、平成48年7月までの約15年間を維持管理・運営期間として想定をいたしました。

12ページから22ページにかけては、民間事業者の意向調査等の結果についてまとめましたが、こちらにつきましては、中間報告の内容と同じものですので、詳細な説明は割愛させていただきます。

以上がPFI等導入可能性調査の最終報告の内容となります。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。

四角で囲いました1-1、「給食センター整備・運営に係る事業手法案について」です。

まず、「1 事業手法案」についてですが、ただいまご説明しました最終報告の結果も踏まえ、事務局といたしましては、DBO方式により設計・建設・運営を一括して発注する事業手法を採用したいと考えています。

次に、「2 検討内容」の(1) DBO方式・PFI (BT0) 方式と直営方式の比較についてです。

これまでの検討の中で、直営方式で実施したほうがよいというご意見もいただきましたので、比較を行いました。

まず、「ア 施設整備」についてですが、DBO方式やPFI (BT0) 方式では、設計・建設段階において、実際に運営する民間の調理事業者が他の給食センター等で培った経験等を踏まえた意見が反映され、作業環境、動線、人員配置などに責任を持った施設整備が行われるため、直営方式で実施する場合よりもコストの削減や運営品質の向上が期待できるものと考えています。

次に、「イ 運営」についてですが、本市では、1万食規模の給食センターの運営等に関する知識や経験がないため、民間の調理事業者が有する知識・技術的能力を活用するほうが、直営方式で実施する場合よりも効率的な運営が期待できると考えています。

また、これまでDBO方式等での運営に係る懸念事項として、記載のようなご意見をいただきました。

①は、献立作成、食材調達、食育を民間に委託するべきではなく、直営で実施すべきであるというご意見ですが、献立作成、食材調達、食育は、DBO方式等においても教育委員会が責任を持って行うため、問題ないと考えています。

また、②は、調理を民間委託すると、栄養教諭等の考え方を反映するのが難しいことや、指示等が出せないのではないかとご意見ですが、これについても、給食センターに常駐する市職員・栄養教諭等が運営事業者の責任者を通じて円滑な連絡体制をとることができるため、問題ないものと考えています。

これらのことから、直営方式ではなく、設計・建設・運営を一括して発注する方式で行いたいと考えています。

2ページをお開きください。

次に、(2) DBO方式とPFI (BT0) 方式の比較となります。

先ほど、導入可能性調査の最終報告でもご説明しましたが、DBO方式では従来方式よりも8.5%の削減効果があり、PFI (BT0) 方式の7.1%を上回っています。差が出ている理由としては、資料に記載のとおり、調達金利の差や、特別目的会社の設置・運営費用が主な要因です。

また、「イ 地元事業者の参画」にありますように、地元事業者からはPFIよりもDBO方式のほうが参加しやすいとの回答がありました。

それらの点を踏まえ、給食センターの整備・運営に係る事業手法については、

DBO方式としたいと考えています。

以上で、給食センター整備・運営に係る事業手法についての事務局案の説明を終わります。

続きまして、次に、給食センター基本計画の事務局による素案についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料の23ページをお開きいただき、四角で囲いました2-1「給食センター基本計画（素案）について」をご覧ください。

給食センターの施設整備及び運営管理における基本的な考え方や基本的な枠組みについて検討し、（仮称）横須賀市学校給食センター基本計画として策定します。策定に当たり、これまでの検討経過、導入可能性調査等を踏まえ、現段階での素案として整理をいたしました。今後は、各検討組織等でご意見をいただき、加筆修正等を行いながら策定に向けて作業を進めていきます。

24ページをお開きください。

「1 基本的な考え方」についてです。給食センターの施設整備及び運営管理に当たっての基本的な考え方として、7つの項目に整理をいたしました。

まず1点目は、「安全・安心な給食を提供できるよう、衛生管理を徹底します」とし、学校給食衛生管理基準や食品衛生管理の国際標準であるHACCPの概念に基づいた衛生水準を確保できる施設を目指します。

2点目は、「生徒が楽しく食事をするができるよう、温かく、おいしい給食を提供します」とし、生徒が適切な栄養を摂取できるよう、献立の充実や適切な保温・保冷により、おいしい給食を提供します。また、給食センターを食育の拠点施設の1つとして位置づけ、生徒にとって食事は楽しいと感じることができるようにし、学校における食育の推進に寄与します。

3点目は、「食物アレルギーに対応します」とし、専用の調理室の設置のほか、調理、配送などの運営面、学校との連絡体制も含めて、事故を起こさない体制をつくります。

25ページをご覧ください。

4点目は、「環境に配慮した施設整備と運営管理を行います」とし、臭気・騒音対策、安全な交通環境の確保とともに、環境負荷を低減し、地球環境に優しい施設整備・運営管理を行います。

5点目は、「災害時の対応を考慮した施設整備と運営管理を行います」とし、大規模災害発生時の地域住民への炊き出し等ができる施設にします。

6点目は、「長期的な視点も含め財政負担の軽減を図ります」とし、初期整備費、運営管理費を総合的に考慮したライフサイクルコストの観点から、財政負担の軽減を図ります。

7点目は、「子どもたち、地域、市民に愛される給食センターを目指します」

とし、学校給食や食育に関する情報発信や見学機会などを通して、給食センターが身近な存在となるよう取り組むとともに、市内経済に良い影響となるような工夫をします。

これらの基本的な考え方を踏まえ、26ページ以降の検討項目について、現時点での検討状況を記載しています。

26ページをお開きください。「2 検討項目」についてです。

まず、(1) 食数についてですが、提供可能食数は、今後の生徒数、教職員数等の推移を踏まえ、1日当たり1万食とします。

次に、(2) 稼働日数についてですが、給食センターが稼働する日数としては、中学校の授業日数を勘案して、年間最大200日とします。実際の給食実施日については、学校と協議をしております。

27ページをご覧ください。(3) 献立についてです。

まず、「ア 献立数」については、12月の本定例会でも他都市の同規模のセンターでも事例が多いと紹介をした、2献立としています。

次に、「イ 献立内容」ですが、主食(米飯、パン、麺)、おかず(主菜、副菜、デザート)、牛乳を基本とします。

28ページをお開きください。

(4) 炊飯についてです。炊き込み御飯など、より多くの献立への対応や、災害時における炊き出し対応を可能とするため、現時点では給食センターで炊飯することを想定しています。

次に、(5) 食物アレルギー対応については、専用の調理室を設置します。対応食材は、卵、乳を基本とし、他の品目への対応についても検討します。対応食数については、対応品目とあわせ、引き続き検討します。

次に、(6) 食器・食缶等についてですが、「ア 食器の材質」については、重さや取り扱いのしやすさ等を考慮して、現在、小学校でも使用しているPEN樹脂を使用します。

29ページをご覧ください、「イ 食器・食具の種類・組み合わせ」についてですが、食器は4種類とし、食具は箸、フォーク、スプーンの3種類を献立に合わせて使用します。

30ページをお開きください。

「ウ トレイ」については、喫食時間を確保するために配膳を短時間で効率的に行うことや、配膳時の安全面、喫食時の衛生面等を考慮し、トレイを導入します。

「エ 食缶等」については、保温65度以上、保冷10度以下を2時間以上保持できる機能を有する二重食缶にします。

31ページをご覧ください。(7) 食育についてです。

給食センターを食育の拠点施設の1つとして位置づけ、食への関心を高める取り組みなどを行うとともに、給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進に寄与します。

まず、「ア 学校と連携した食育」についてですが、給食センターが学校と連携しながら食育の推進に寄与することで、生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図り、望ましい食習慣を養うとともに、環境の保全、食文化や食料の生産・流通等への理解を深めるなど、学校給食の教育的効果を高めます。また、体験学習の充実や献立の募集など、生徒の食への関心を高める取り組みについても検討します。

「イ 地産地消の推進」については、給食センターでも地場産物を積極的に使用したいと考えていますが、小学校で年4回実施している自校献立と異なり、使用する食材の量も非常に多くなるため、地場産物の確保について、生産者等との調整を行います。

また、「ウ 広報・周知への取り組み」では、学校給食に関する情報や食育に関する取り組みについて、子どもたちを初め、広く市民に広報・周知します。

次に、「エ 施設見学、調理実習等の実施」についてですが、給食センターに見学スペースと調理実習室を設置したいと考えています。ただし、見学スペースの設置については、財政面も考慮し、必要最小限としたいと考えています。

32ページをお開きください。

(8) 諸室等の整備の「ア 諸室等の構成」は、記載の表のとおり、学校給食衛生管理基準において定められております。

また、「イ 諸室等の概要」については、32ページから35ページにかけて、調理場、調理場以外、附帯施設の3つに分けて記載をいたしました。給食センターにはこれらの施設等を整備することを想定しています。

恐れ入りますが、36ページをお開きください。(9) 災害時の対応についてです。

大規模災害が発生した際は、地域住民への炊き出しなど、応急給食を災害発生翌日、または翌々日から3日間程度実施することを想定しています。給食センターのライフラインが復旧していない場合でも、地域住民への炊き出しが行えるよう、緊急災害用の移動式回転釜も整備します。あわせて、米の備蓄や、受水槽は防災貯水槽としての機能を考慮した容量とすること、また、民間事業者との協定締結などを行うことも想定しています。

37ページをご覧ください。

(10) 衛生管理についてですが、37ページから38ページのアからエに記載のとおり、衛生区分・動線計画やドライシステム、温度・湿度の管理、異物混入防止など、HACCPの概念に基づいた衛生水準を確保します。

38ページ、(11) 環境への配慮をご覧ください。

まず、「ア 臭気・騒音対策」についてですが、旧平作小学校が、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域に立地していることを考慮し、給食センターの建設工事中の騒音や稼働後の臭気・騒音などの対策を行います。

また、「イ 交通安全対策」では、車両の出入り・走行に当たっての注意のほか、出入り口の設置場所について、関係機関と十分協議を行った上で設定します。

なお、40ページから43ページにかけて、本市と同様に、建築基準法第48条ただし書きの許可が必要だった他自治体の事例について照会した結果をまとめました。内容については後ほどご確認いただければと思いますが、これらの取り組みも参考にしながら検討を進めていきたいと考えています。

39ページをご覧ください。

「ウ 地球環境への配慮」についてです。給食センターの整備・運営に当たっては、地球温暖化対策やエネルギー対策の推進、ごみの減量化・資源化、適正処理の推進について、①から③に記載のとおり、十分に検討をしていきます。

なお、本日記載した内容のほかに、給食センター用地である旧平作小学校の基本的な情報や、先ほどご説明した事業手法と、事業手法に基づく整備スケジュールについても基本計画に記載する予定としています。

以上で、四角の2-1「給食センター基本計画（素案）について」の説明を終わります。

恐れ入ります、3点目になります。44ページをお開きください。

次に四角の3、検討組織等の開催状況について、ご説明いたします。

まず、「1 検討組織等の開催状況」ですが、前回ご報告した12月の本定例会以降の開催状況について記載をいたしました。

次に、「2 各検討組織等における質問・意見等」についてです。

(1)の「ア 事業手法」についてですが、②にありますように、「市に全くノウハウがない状態で直営とするよりは、委託の方が良いと思う。また、市による資金調達に支障があるわけではないので、VFMを比較すると、PFI (BTO) 方式よりDBO方式の方が良いと思う。」といった意見や、④にありますように、「DBO方式で一括発注とするか、DB (設計・建設) とO (運営) を別発注とするかは意見が分かれるところだと感じる。」との意見がありましたので、45ページをご覧くださいまして、別発注の場合、実際の給食調理作業における施設の使い勝手や作業環境がよい施設になるか、という部分に不安がある。一括発注としたほうが、長期的な維持管理運営にかかるコストの節約や効率的な作業についての検討がより深まるのではないかと考えていると回答をいたしました。

(2)基本計画の「ア 施設」につきましては、46ページをお開きいただき、

③にありますように、「調理実習室を設置し、献立作成や調理の研究を行い、中学生の給食内容などを精査していく場所にして行けたら良いのではないか。」といった意見や、④にありますように、「1カ所で大量に調理するとなると見えな部分が多く、保護者の方にとっても心配されることが多くなると思うので、見学窓などを設置し、調理工程をオープンにした方が良いと思う。」といったご意見のほか、⑥にありますように、地域の方々から、旧平作小学校があったという記録、記念になるようなものが残せるとよいのではないかという意見を聞いているとの発言もありました。

47ページをご覧ください。

「オ 学校運営」について、①や③にありますように、栄養教諭の配置に関する意見や質問、②にありますように、多忙な学校現場において食物アレルギーに関する事故などが決して起こらないよう、十分な検討を進めてほしいといったご意見のほか、⑤にありますように、昼食時間の確保について心配する意見などがありました。

48ページをお開きください。

その他として、③にありますように、提供する食物アレルギー対応食について質問がありましたので、「基本は除去食だが、一部代替できるようなものも検討したい。」と回答いたしました。

また、④にありますように、「中学校側の昇降機と各階の配膳室は必ず整備してほしい。」といった意見や、49ページをご覧ください、⑤にありますように、「弁当持参から給食になっても、昼食に関して子どもが家庭で話したくようなアイデアがあると良いのではないかと思う。」といったご意見をいただきました。

次に、「3 給食センター用地関係事項について」です。

まず、(1) 地域説明会ですが、2月3日土曜日と本日2月7日の夜、旧平作小学校区を含む池上小学校区の9町内会の住民の方を対象に説明会を開催し、これまでの検討経過、既存施設解体後の避難場所、学校開放を行える期間、想定される今後のスケジュールなどについて説明を行っています。いただいたご意見などについては、改めてご報告をさせていただきます。

次に、(2) アスベスト分析調査についてですが、先月、アスベスト分析調査を実施した結果、校舎や体育館等の一部にアスベストが使用されていることがわかりました。現時点では飛散のおそれはなく安全な状態ですが、今後、解体工事を行う際には、今回の調査結果を踏まえて、必要となる安全対策をとってまいります。

以上で、報告事項3、中学校完全給食に向けた検討状況についての報告を終わらせていただきます。

(三浦委員)

給食センターについてはほぼ問題ないと思うんですけども、39ページのごみの減量化というところですが、この食べた残りをどのように処理する予定なんでしょうか。現在の小学校の状況とあわせて、お聞かせいただきたいと思います。

(学校給食担当課長)

現在、小学校では、調理で出たごみ、調理場に発生したごみと、それから、各児童生徒が食べた給食の残りというのは、一緒に学校ごとにまとめまして、それを業者に集めて回ってもらっています。集めたものは、久里浜、神明の事業所のほうに運びまして、そちらで、今、焼却ということをしております。

今後、建設を予定しております中学校のセンターにつきましては、これはまだ市の環境、資源循環のほうとも協議をしている最中でございますけれども、できる限りは、ごみをまず減量して、そこで何らかのリサイクルできるような形に処理をするのか、それとも、そこでは処理をせずに、やはり業者に、要するに、外部で委託をして、使えるものはリサイクルに使っていくといったような処理をしていくのか。今、そういったところをちょうど議論しているところでございます。

(小柳委員)

給食の中身のほうに関してはいろいろ、他都市を視察した内容がよく反映され、盛り込まれて、いい内容になっているというふうに思います。

質問ですが、余りこの中身とは関係ないところかもしれないのですが、PFIというような方式のところの支出について、まだ担当する事業者が決まらない段階に、こんなに細かく出てくるものなのかなというのが、ちょっと疑問に思ったのですが、これはどういう試算に基づいて、数字を出されているのでしょうか。

(学校給食担当課長)

こちら、コンサル業者に委託をしてやっていただいた調査でございますけれども、近年整備している同様の規模、給食センターの実際の、そこでかかっている費用等、中身を全部調べてもらいまして、そういったところから一応モデルプランとして持ってきています。ですので、実際にまだ本市で整備するセンターは形も面積も決まったものではございませんので、実際にこの金額、このままで整備ということにはならないかとは思いますが、おおむね今想定される、同一規模でしたらこのくらいの額ですという、内訳を全部調べてもら

った上で、こちらの数字を出していただいているということになります。

(小柳委員)

続けてよろしいですか。そうしますと、恐らくそのモデルとなった事例があると思うので、そちらのほうの事例が、うまくいっているのか、問題点、課題があるのかとか、それぞれの方式に関して、実際にもうこちらのDBOなりPFIなりでやっているところでの、恐らくもう資料をお持ちだと思うのですが、そういったものを資料化して出していただくというのは、ちょっとお手間ですか。難しいでしょうか。

(学校給食担当課長)

今年度、それから前年度あたりに整備をしたところもございますので、私どもとしては、そちらに視察も含めて、資料のほうもいろいろとお願いをするような段階ですので、今後、横須賀市で整備をしていくときに、細かい要求水準という、施設の性能を定めるようなものをつくっていくんですけども、そのためには少し調べておこうとは思っていますので、ある程度整理ができれば、ちゃんとお示しできるものもあるかなと思いますけれども、今手元には、他都市の細かい資料は私ども持ち合わせていないので、今後、調査をしていく中で、また必要に応じてご報告させていただきたいと思っております。

(小柳委員)

よろしく申し上げます。

(澤田委員)

46ページの②の回答の部分で、「大掛かりな見学施設とすることまでは考えていない。」とあります。この「大掛かりな見学」というのは、それぞれイメージが違うと思います。35ページのところを見れば、調理実習室や見学通路ということでイメージはつきますが、どの程度なのか教えていただければと思います。

(学校給食担当課長)

この見学施設は、現在整備されている、近年整備されているセンターには、大体どこでもつけております。規模は、本当にただ廊下から見えるだけのものから、それから、2階に大きな吹き抜けがありまして、調理しているところが全て見える、または、各食材が入ってきて出ていくところまでも全て見えるといったような、そういったものが「大掛かりな」というイメージでここに記載させていただきましたが、そういったものもつけているところもございます。

ただ、本市といたしましては、議会等からのご意見も踏まえまして、財政状況も厳しい中で、どこまでの施設が必要なのかというところはこれから詰めてまいりますけれども、最低限、こういったところでご意見いただいているように、保護者でも誰でも、どういうところで調理しているのかとか見える、そんな形にはしてほしいというご意見もありますので、そういったところをうまく工夫しながら、見学することを本当に目的とした大きなスペースをつくるのか、そういうところまではしないという趣旨で、こちらのほうには記載をさせていただいております。

(澤田委員)

ありがとうございました。

(荒川委員)

質問ではなく意見といいますか、感想になりますが、他市の施設を私たちが見学したときに気づいて、こういうのがあったらいいなと思うようなものが結構盛り込まれていました。食器の数ですとか、トレイを使うことですとか。ですから、給食開始が楽しみになってきました。

それから、災害時に炊き出しというようなことも考えなければと思っていたところですが、公務員ですと、その勤務する場所に、すぐ参集することがあるのですが、民間の場合どうなのかなと思っていたら、ここで、36ページにも、「民間事業者と災害時における協定を締結し」というようなことが書かれておりますので、そういったことがきちっとされていれば、そこで炊き出しだけでなく、市内各所に配送するとか、そういったこともできるんだということが、これを読ませていただいてよくわかりました。災害時のことなどもお考えいただいているようで、ありがたく思いました。

以上です。

(小柳委員)

ちょっと細かい点で、42ページの(3)の⑤なんですけれども、「町内会の掲示板を設置してほしい。⇒町内会の掲示板を設置した。」という意味がちょっとわからないのですが、これはどういうことですか。

(学校給食担当課長)

こちら、いわゆる住居の地域に給食センターを建てた他都市の事例を、どういった対応を地域の要望を受けてやってきたかというところが書いてあるところなんです。

恐らく、そこに公共施設ができるので、町内会として、そこにも掲示板があったらいいなという、きっと要望があって、それを多分実現したのでないかというふうに捉えています。

(小柳委員)

給食センター内に自治会の掲示板をつくったということでしょうか。

(学校給食担当課長)

恐らく道路に面したところとか、人が通るセンターの外側だと思います。中ではなくて、外側の、人が通るところに。恐らく、あわせて歩道の整備等もしたと思いますので、そこに町内会の掲示板もつけてほしいという、恐らく要望があったんじゃないかと。すみません、ちょっと想像で、申しわけございません。

(小柳委員)

ありがとうございます。

報告事項(4)『行事等の開催結果について』

- ア 第61回日本学生科学賞作品展結果報告について
- イ 第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア結果報告について
- ウ 第23回東関東吹奏楽アンサンブルコンテスト結果報告について

(教育指導課長)

それでは、報告事項4『行事等の開催結果について』、3点、一括で報告をさせていただきます。

報告事項(4)のア、第61回日本学生科学賞の結果について報告いたします。

昨年12月24日に、第61回日本学生科学賞表彰式が東京の日本科学未来館で行われました。サバに寄生するアニサキスの生態にかかわる研究を行い、10月に開催された日本科学賞神奈川作品展において県知事賞を受賞し、中央予備審査に出品していた馬堀中学校3年、松下竜大さんが二等を受賞しました。なお、各都道府県の地方審査から中央予備審査に進んだ145点の研究の中で、11点の特別賞、9点の一等入選に次ぐ二等入選という、すばらしい結果でした。

以上で、報告事項4、アの報告を終わります。

次に、報告事項4の(イ)第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア(全国大会)の結果について、ご報告いたします。

本年1月20日土曜日、21日日曜日に、第18回全国中学生創造ものづくり教育フェアが、東京の葛飾区水元創造スポーツセンターと女子栄養大学駒込キャンパスで行われました。

昨年11月の激励会に参加した中学校の中で、「あなたのおべんとうコンクール」の長沢中、長井中、「創造アイデアロボットコンテスト」の北下浦中、「パソコン入力コンクール」の浦賀中、久里浜中の、5中学校9名の生徒が全国大会へ出場、出品しました。

「創造アイデアロボットコンテスト」は予選リーグ3位、「パソコン入力コンテスト」は両校とも準決進出まで果たしました。

「あなたのおべんとうコンクール」では、長沢中学校が全国3位に相当する厚生労働大臣賞を受賞し、また、長井中学校が全国5位に相当する全日本中学校技術・家庭科研究会会長賞を受賞しました。お手元の資料には長沢中学校と長井中学校が出品したお弁当のカラー写真が掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で、報告事項4のイの報告を終わります。

引き続き、報告事項4のウ、平成30年1月28日日曜日、千葉県君津市市民文化ホールにて開催されました第23回東関東アンサンブルコンテスト中学校部門につきまして、ご報告いたします。

昨年12月に行われた神奈川県アンサンブルコンテストの代表となった7団体中、横須賀市から2団体、今回行われた東関東アンサンブルコンテスト中学校部門に出場しました。その結果、横須賀市立浦賀中学校木管八重奏チームが銀賞、横須賀市立鴨居中学校木管八重奏チームが銅賞を受賞しました。残念ながら両校とも全国大会へ出場することはかないませんでした。両校とも練習の成果を発揮し、立派な演奏を披露することができました。

中学校部門全29団体中、金賞を受賞した10団体のうち2団体が、3月21日、よこすか芸術劇場で開催される第41回全日本アンサンブルコンテストに、東関東支部代表として出場します。

過去、横須賀市から全日本アンサンブルコンテストへ出場を果たした学校は、今から17年前、平成12年大会の横須賀市立浦賀中学校サクソフーン四重奏となります。

このように、全国大会の壁は厚く、今回も出場はかないませんでした。浦賀中、鴨居中は、この会を通して学んだことを市内吹奏楽部に伝え、横須賀市の生徒たちが切磋琢磨し、お互いに高め合いながら、今後ますます活躍していくことを期待したいと思います。

以上で、第23回東関東吹奏楽アンサンブルコンテスト中学校部門の報告を終わります。

以上、3行事についての報告を終わります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第4から日程第6は、今後市長が議会に提案する案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成30年2月7日(水) 午前11時56分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡